令和４年４月 12 日

幼稚園及び小学校
保護者の皆様

岸和田市教育委員会

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の学校園の対応について

平素は、学校園の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

標記について、改めて下記のとおりお知らせいたします。なお、幼稚園及び小学校での対応については従前と変更ありませんが、中学校以上では異なります。中学校以上のごきょうだいがおられる場合は、当該学校より別途お知らせしますので、ご確認をお願いします。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応を変更することがあります。

記

１．学校園内に陽性者が確認された場合の対応について

（１）陽性者が発症２日前以降に登校（園）していない

➡学校園での対応はありません。

（２）陽性者が発症２日前以降に登校（園）している

➡学校園における陽性者の行動調査を行い、必要に応じて保健所と情報共有します。

行動調査の結果、

●濃厚接触の可能性(※１)がある者がいない…教育活動を継続

●濃厚接触の可能性がある者がいる　…濃厚接触の可能性がある者に下校・降園措置を取り、濃厚接触者として陽性者と最後に接触のあった日の翌日から**７日間出席停止**とします。

(※１)濃厚接触の可能性とは、陽性者と以下のような接触があった場合を指します。

・手で触れることのできる距離(目安として 1m)でマスクなしで 15 分以上話をした

・車内等で長時間(１時間以上)の接触(「会話」や「共有のものを使用」)があった

２．臨時休業について

原則、次の場合に臨時休業を実施しますが、校(園)内の感染状況や有症状者の状況等を考慮し、基準に満たない場合でも実施することがあります。また、感染状況により、休業期間を延長する場合があります。

●学級閉鎖　…直近３日間の陽性者または濃厚接触の可能性がある者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則３日間の学級閉鎖とする。

●学年閉鎖　…複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則３日間の学年閉鎖とする。

●学校園閉鎖…複数の学年閉鎖に加えて、閉鎖していない学年に陽性者が存在するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則３日間の学校園閉鎖とする。

３．出席停止期間について

（１）陽性が確認された場合

・有症状：発症日の翌日から 10 日間（かつ症状軽快後 72 時間経過）、
11 日目から登校(園)可能

・無症状：検査日の翌日から７日間、８日目から登校(園)可能
※10 日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認を行う

（２）濃厚接触者であるが無症状の場合

・陽性者と最後に接触があった日の翌日から７日間、８日目から登校(園)可能
※陽性者が同居家族である場合は、患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または発症後住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日から７日間となります。

・自費検査として、**薬事承認された**抗原定性検査キット**（研究用は不可）**を使用し、４日目及び５日目で陰性を確認した場合は５日目から登校(園)可能です。

※保健所や医療機関などから別途指示がある場合は、それに従ってください。

※家庭内で２人目、３人目と陽性者が確認された場合には、家庭内での状況により出席停止期間が延長となる場合があります。